

令和6年第4回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和6年4月25日(木)午後1時30分から2時40分

2. 開催場所 安芸市役所 2階 会議室

3. 出席農業委員(11人)

会長	1 番	内川 昭二
会長職務代理者	2 番	大久保暢夫
会長職務代理者	3 番	樋口なぎさ
	4 番	西岡 秀輝
	5 番	川島 一義
	7 番	野村 勉
	8 番	有澤 節子
	10 番	公文 啓子
	11 番	千光士伊勢男
	12 番	小松 昭則
	13 番	小松 豊喜

4. 欠席農業委員(3人)

6 番	栗山 浩和
9 番	福本 隆憲
14 番	小松 昌平

5. 出席農地利用最適化推進委員(7人)

安芸町	渡辺 禎宏
伊尾木	黒岩 榮之
川北	中平 秀一
土居	入交 大輔
井ノ口	西岡 大作
畑山	小松 光正
穴内	長野 榮徳

6. 傍聴者 なし

7. 議事日程 報告第1号 農地法第3条の3届出について
報告第2号 農地法第18条第6項解約通知について
議案第3号 農地法第3条許可申請について
議案第4号 農地法第5条第1項許可申請について
議案第5号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について
議案第6号 農地中間管理事業法第19条の2の農用地利用集積計画
(一括方式)決定について
議案第7号 非農地証明願について

8. 農業委員会事務局職員

事務局長	三宮 一仁
事務局次長兼振興係長	小松 亜矢
事務局農地係長	弘井 恭介

9. 会議の概要

議長 これより、本日の会議を開きます。
議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

事務局長 本日の出欠状況を報告します。
定数14人、欠席3人、出席数11人であります。
欠席委員の6番 栗山浩和委員及び9番福本隆憲委員、14番 小松昌平委員は、
所用のため欠席の届出がっております。

事務局長 次に、事務の概要報告をいたします。
4月22日に安芸郡市農業委員会協議会が田野町ふれあいセンターで開催され、
弘井係長 が出席しました。
また、24日に第97回常設審議委員会が高知市で開催され、内川会長が出席し
ました。
以上で、事務の概要報告を終わります。

議長 本定例会の日程は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議あり
ませんか。
(「異議なし」の声あり)
異議なしと認めます。
よって、本定例会の日程は本日1日と決定いたします。
会議規則第21条第2項の規定により議事録署名委員に 有澤節子委員及び公文

啓子委員を指名いたします。

それでは、報告第1号、農地法第3条の3届け出について、事務局が説明をいたします。

事務局 議案書は1ページをお開きください。

(小松) 報告第1号農地法第3条の3届け出についてです。

今回は、9件の届出が出ています。

届出番号1番です。権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり畑山の4筆で、面積は371㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望がありました。届け出を受けた際には、届け出人は相続した土地が遠隔地であり現地の状況について詳しくないようでしたので、まず市の航空写真でおおむねの位置を確認いたしました。航空写真では、山間地にあり、耕作されているようには見えませんでしたので、受理通知書を送付する際に、「不耕作地であった場合には、あっせんは困難」である旨を文書にてお知らせしました。なお、今後、地元委員と確認して、再度お知らせしたいと考えております。

次に、届出番号2番です。権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり下山の1筆で、面積は585㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号3番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり赤野の6筆で、面積は1,141㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号4番です。権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり赤野の1筆で、面積は2,138㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号5番です。権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり川北の3筆で、面積は1,790㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号6番です。権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり土居の2筆で、面積は538㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号7番です。権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり川北の2筆で、面積は16.52㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号8番です。権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり畑山の10筆で、面積は3450.28㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号9番です。権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり安芸ノ川と栃ノ木の23筆で、面積は3622.61㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

説明は、以上です。

議長 ただいまの報告第1号について、質問、意見などがございましたら、お願いいたします。

(質問、意見等、なし)

質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

続きまして、報告第2号、農地法第18条第6項解約通知報告についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局 (小松) 報告第2号、農地法第18条第6項解約通知報告について説明いたします。議案書は6ページからです。

届出番号1番です。

賃貸人、賃借人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおりで井ノ口の1筆です。地目は田で、面積は2,090㎡です。当初は、令和5年4月1日から15年間の賃借権が設定されていましたが、元の借主が代表となる法人との賃借権を設定することになり、双方の合意により解約の通知が提出されたものです。

届出番号2番です。

賃貸人、賃借人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおりで土居の2筆です。地目は田で、面積は2,013㎡㎡です。当初は、平成29年3月1日から10年間の賃借権が設定されていましたが、借主を変更するため、双方の合意により解約の通知が提出されたものです。

届出番号3番です。

賃貸人、賃借人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおりで川北の1筆です。地目は田で、面積は3,005㎡です。当初は令和2年1月1日から5年間の賃借権が設定されていましたが、高知県農業公社を介した三者間の賃貸借を設定予定のため、双方の合意により解約の通知が提出されたものです。

説明は、以上です。

議長 ただいまの報告第2号について、質問、意見などがございましたら、お願いいたします。

(質問、意見等なし)

質問、意見等ないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたい
と思います。

続きまして、議案第 3 号、農地法第 3 条許可申請についてを議題とし、事務局が
説明いたします。

事務局 (小松) 議案第 3 号、農地法第 3 条許可申請について説明いたします。議案書は 8 ペー
ジです。今回は申請が 5 件出ています。
申請番号 1 番です。
譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり赤野の 1 筆
で、現況地目は田で、面積は 535 m²です。
売買による所有権移転の申請で、水稻の作付を予定しています。所在地につきま
しては、10 ページに地図がございます。吉野池の西方面にある農地です。
現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。
次に、農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、A3 の農地法調査書で説
明します。
まず、全部効率的利用要件につきましては、譲受人はナス、水稻等を栽培してい
ます。今回の申請地は、水稻の作付を予定しています。
農作業に従事する家族等の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作すべき
農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。
次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用あり
ません。
次に信託引き受け除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用あり
ません。
次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、ナス、水稻等を栽培し、
農業を営んでおり、農業に従事する予定者、年間 330 日が 4 名おります。このた
め、農作業を行う必要がある年間 150 日以上の要件を満たすと見込まれます。
次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありますので該当しません。
次に、地域との調和要件につきましては、申請地には水稻の作付が予定されてお
り、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の
農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えら
れます。
これらのことから、この申請につきましては農地法第 3 条第 2 項の各号には該
当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。
なお、現地につきましては、4 月 16 日に小松幸宏委員、栗山浩和委員に確認し
ていただきました。

次に、申請番号 2 番 です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり土居の 2 筆で、現況地目は田で、面積は 2,013 m²です。

売買による所有権移転の申請で、水稻の作付を予定しています。所在地につきましては、10 ページに地図がございます。市役所新庁舎の南西方向にある農地です。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、A3 の農地法第 3 条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人はナスを栽培しています。今回の申請地は、水稻の作付を予定しています。農作業に従事する家族等の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引き受け除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、ナスを栽培し、農業を営んでおり、農業に従事する予定者、年間 300 日が 2 名おります。このため、農作業を行う必要がある年間 150 日以上要件を満たすと見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありますので、該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地には水稻の作付が予定されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地につきましては、4 月 12 日に福本隆憲委員、入交大輔委員に確認していただきました。

続けて説明いたします。申請番号 3 番 です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり井ノ口の 1 筆で、現況地目は畑で、面積は 611 m²です。

贈与による所有権移転の申請で、みかんや季節の野菜の作付を予定しています。所在地につきましては、11 ページに地図がございます。高台寺の県職員住宅の南西方向にある農地です。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、A3 の農地法第 3 条調査

書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は、会社員であり、農業に従事しておりませんが、実家が農家で農作業の手伝いの経験があります。今回の申請地は、父親からの贈与であり、自家消費する規模でみかんや季節の野菜の作付を予定しています。農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引き受け除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、農業に従事する予定者、年間120日が1名となっておりますが、自家消費する範囲で、みかんや季節の野菜を栽培する予定であり、農作業を行う必要がある日数に足ると見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・贈与でありますので、該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地にはみかんや季節の野菜の作付が予定されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地につきましては、4月16日に大久保暢夫委員、小松昌平委員、西岡大作委員に確認していただきました。

次に、申請番号4番と申請番号5番です。

譲渡人、譲受人はそれぞれ議案書に記載のとおりで、譲受人が同一ですので、4番と5番を合わせて説明いたします。申請地もそれぞれ、記載のとおり栃ノ木の3筆及び栃ノ木の2筆で、現況地目は畑で、面積はそれぞれ3筆の計497㎡と2筆の計627㎡です。

売買による所有権移転の申請で、ユズの栽培を予定しています。所在地につきましては、11ページに地図がございます。栃ノ木公民館の北方向にある農地です。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人はユズを栽培しています。今回の申請地は、ユズの栽培を予定しています。農作業に従事する家族等の状況及び

農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引き受け除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、ユズを栽培し、農業を営んでおり、農業に従事する予定者、年間 310 日が 1 名おります。このため、農作業を行う必要がある年間 150 日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありますので、該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地ではユズの栽培が予定されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地につきましては、4 月 11 日、小松豊喜委員、小松光正委員に確認していただきました。

議長 現地確認委員の報告を、
申請番号 1 番は、確認した委員が欠席ですので省略します。申請番号 2 番は入交大輔委員、申請番号 3 番は 西岡大作委員、申請番号 4 番と 5 番は小松光正委員、お願いします。

入交大輔委員 申請番号 2 番です。12 日に確認してきました、説明のとおりです。

西岡大作委員 3 番です。16 日に確認してきました。説明のとおりです。

小松光正委員 4 番 5 番です。11 日に確認してきました。説明のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。
別になければ、採決いたします。
議案第 3 号、農地法第 3 条許可申請については、原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員)

議長 全員賛成です。
よって、議案第 3 号、農地法第 3 条許可申請については原案どおり認め、許可することに決定しました。

続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項許可申請について、を議題とし、事務局が説明いたします。

事務局 (弘井) 議案第4号の5条申請について説明いたします。今回は1件の申請が提出されております。議案書は12ページをご覧ください。

申請番号1番、譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、地目は畑、面積は5筆で458㎡になります。転用目的は農業用倉庫の建築及び駐車場の整備です。場所は13ページに地図を掲載しています。併せて現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。場所は西浜で、安芸おひさま保育所の東側にある農地です。現地確認は4月15日に公文啓子委員、渡辺禎宏委員にいただきました。

次に別紙A3サイズの農地法第5条調査書をご覧ください。1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分はその他の農地にあたると判断しております。理由は、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。

続きまして、2の一般基準について説明いたします。検討事項①の理由ですが、譲受人は農業を営んでおります。現在借りている農業用倉庫の契約が切れ、地権者より立ち退きを迫られています。そのため、ほかの土地を探していたところ、ちょうど申請地を売ってくれることとなりました。土地の広さや農地及び自宅への距離等が理想的であることから、当該申請地を選定したもので、他に適した用地がないことから当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。資力や信用につきましては、預金通帳の写しを確認し、問題はないと判断しております。遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実に行われると判断しております。計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されており、農業用倉庫及び駐車場用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側は市道を挟んで宅地、南側は同意のある農地、東側はこちらも宅地、西側は市道と水路を挟んで宅地となっております。生活排水が発生する設備の設置はなく、雨水は自然浸透、建物部分への雨水は雨どいから集水桝を通して北側市道側溝へ、足洗い場が設置されておりますが、こちらからの排水も建物部分への雨水と同様に集水桝を通して北側市道側溝へ排水する計画です。これらのことから、転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断しております。特定土地改良事業関係につきましては、土地改良事業の施工地ではありません。申請地は、都市計画区域外で、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断しております。説明は以上です。

議長 現地確認委員の報告を、渡辺禎宏委員、お願いします。

渡辺禎宏委員 15日に確認してきました。説明のとおりです。

議長 それでは審議をお願いします。

別に意見はないようですので、採決いたします。

議案第4号農地法第5条第1項許可申請については、申請どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 全員賛成です。

よって、議案第4号 農地法第5条第1項許可申請については、申請どおり決定いたしました。

続きまして、議案第5号、農業経営基盤促進法 農用地利用集積計画決定についてを議題とします。

申請番号1番、及び2番について、事務局が説明をいたします。

事務局 それでは、議案第5号、農業経営基盤強化促進法 農用地利用集積計画決定について説明いたします。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の経過措置を適用して、従来の農用地利用集積計画を定めようとするものです。

議案書は14ページからになります。

申請番号1番です。

貸付人、借受人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおり赤野の1筆で地目は田、面積は2,138㎡です。ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は10年で、賃借料は10アール当たり米6俵代の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、16ページに地図がございます。赤野小学校の北方向にある農地です。

経過措置として適用される、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に申請番号2番です。

貸付人、借受人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおり井ノ口の1筆で地目は田、面積は2,090㎡です。

ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は13年11か月で、賃借料は10アール当たり米6俵代の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、17ペ

ーに地図がございます。沢ノ平橋の南西方向の農地です。

経過措置として適用される、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。なお、現地につきましては、申請番号1番は、小松幸宏委員、栗山浩和委員に、申請番号2番は、大久保暢夫委員、小松昌平委員、西岡大作委員に確認していただきました。申請番号1番、2番についての説明は以上です。

次に申請番号3番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の1筆で地目は田、面積は2,042㎡です。

ブルーベリーを栽培する予定をしており、貸借期間は5年で、賃借料は10アール当たり米4俵代の条件で再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、17ページに地図がございます。沢ノ平橋の西方向の農地になります。

経過措置として適用される、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

なお、現地につきましては、大久保暢夫委員、小松昌平委員、西岡大作委員に確認していただきました。

次に、申請番号4番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり黒鳥の1筆で地目は田、面積は1,415㎡です。

ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は10年で、賃借料は10アール当たり米6俵代の条件で再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、18ページに地図がございます。市営住宅植野団地の東方向の農地です。

経過措置として適用される、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

なお、現地につきましては、公文啓子委員、渡辺禎宏委員に確認していただきました。説明は、以上となります。

議長

現地確認の報告を、申請番号1番は欠席のため省略し、申請番号2番を西岡大作委員、申請番号3番も西岡大作委員、申請番号4番は渡辺禎宏委員にお願いします。

西岡大作委員 申請番号2番、3番です。4月16日に現地確認しました。説明のとおりです。

渡辺禎宏委員 申請番号4番です。15日に現地確認しました。説明のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。

別になければ、採決いたします。

議案第5号農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成です。

よって、議案第5号農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定については、原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第6号、農地中間管理事業法第19条の2の農用地利用集積計画(一括方式)決定についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局 議案第6号 農地中間管理事業法第19条の2の農用地利用集積計画(一括方式)決定について」説明いたします。議案書は19ページです。

(小松)

農地中間管理事業法第19条の2の農用地利用集積計画を活用した案件となります。

申請番号1番です。

貸付人、借受人、転借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の農地3筆で地目は田で、面積は2,764㎡です。

作物は、転借人が施設野菜を栽培する予定をしております、賃借期間は14年間で、賃借料は184,082円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、22ページに地図がございます。JA北支所の南西方向にある農地です。

各号の判断につきましては、別紙A3の農地中間管理事業に係る利用集積計画(一括方式)の調査書に記載しております。

現地につきましては、大久保暢夫委員、小松昌平委員、西岡大作委員に確認していただきました。

次に、申請番号2番です。

貸付人、借受人、転借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の農地2筆で地目は田で、面積は2,541㎡です。

作物は、転借人が施設野菜を栽培する予定をしております、賃借期間は15年間で、賃借料は169,231円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、22 ページに地図がございます。

各号の判断につきましては、別紙 A3 の農地中間管理事業に係る利用集積計画(一括方式)の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、大久保暢夫委員、小松昌平委員、西岡大作委員に確認していただきました。

次に、申請番号 3 番です。

貸付人、借受人、転借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の農地 3 筆で地目は田で、面積は 2,734 m²です。

作物は、転借人が施設野菜を栽培する予定をしております、賃借期間は 14 年間で、賃借料は 182,084 円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、22 ページに地図がございます。JA 北支所の南西方向の農地です。

各号の判断につきましては、別紙 A3 の農地中間管理事業に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです

現地につきましては、大久保暢夫委員、小松昌平委員、西岡大作委員に確認していただきました。

次に、申請番号 4 番です。

貸付人、借受人、転借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり僧津の農地 2 筆で地目は田で、面積は 2,094 m²です。作物は、転借人が施設野菜を栽培する予定をしております、賃借期間は 14 年間で、賃借料は 139,461 円の条件で新規設定する計画です。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、22 ページに地図がございます。JA 北支所の南西にある農地です。

各号の判断につきましては、別紙 A3 の農地中間管理事業に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです

現地につきましては、福本隆憲委員、入交大輔委員に確認していただきました。

次に、申請番号 5 番 です。

貸付人、借受人、転借人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおり川北の農地 1 筆で地目は田で、面積は 3,701 m²です。作物は、転借人が施設野菜を栽培する予定をしております、期間は 15 年間で、無償の使用貸借で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、23 ページに地図がございます。キセキレイの南西方向にある農地です。

各号の判断につきましては、別紙 A3 の農地中間管理事業に係る利用集積計画(一括方式)の調査書に記載してあるとおりです。現地につきましては、樋口なぎさ

委員、中平秀一委員に確認していただきました。説明は以上です。

議長 現地確認委員の報告を、
申請番号1番から3番は、西岡大作委員、申請番号4番は入交大輔委員、
申請番号5番は中平秀一委員、お願いします。

西岡大作委員 申請番号1番、2番、3番です。現地確認してきました。説明のとおりです。

入交大輔委員 申請番号4番です。12日に現地確認してきました。説明のとおりです。

中平秀一委員 申請番号5番です。15日に現地確認してきました。説明のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。

別にないようですので、採決いたします。

議案第6号、農地中間管理事業法第19条の2の 農用地利用集積計画 一括
方式決定について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)

議長 はい、全員賛成です。

よって、議案第6号、農地中間管理事業法第19条の2の農用地利用集積計画
一括方式 決定については、原案どおり決定いたしました。

議長 続きまして、議案第7号、非農地証明願についてを議題とし、事務局が説明いた
します。

事務局 それでは、議案第7号、非農地証明願を説明いたします。議案書は24ページで
(小松) す。今回は1件の申請が出ております。それでは、申請番号1番です。申請人、
申請地は議案書記載のとおりで、登記簿地目は畑、面積は195㎡となっております。
所在地の地図は25ページに掲載しております。井ノ口高台寺地区にある
土地で、現在は宅地の一部として利用されています。現地の写真をお配りします
ので、ご確認ください。

現地につきましては、昭和48年頃、申請人の父親が住宅を建築し、現在に至っ
ております。現地の状況及び安芸市税務課が発行する証明書を確認し、安芸市の
非農地証明書発行基準である15年以上を経過しており、非農地の証明が可能で
あると判断しております。現地につきましては、4月16日に大久保暢夫委員、
小松昌平委員、西岡大作委員に確認していただきました。説明は以上です。

議長 現地確認の報告を西岡大作委員、お願いします。

西岡大作委員 4月16日に確認してきました。説明のとおりです。

- 議長 それでは、審議をお願いします。
別にないようですので、採決いたします。
議案第7号、非農地証明願いについては、申請どおり認定することに賛成の方は
挙手をお願いします。
(全員挙手)
- 議長 はい、全員賛成です。
よって、議案第7号、非農地証明願いについては、申請どおり認定することに決
定いたしました。
以上で、議案審議は終了いたしました。
それでは、その他の件について、事務局から説明いたします。
- 事務局
(弘井) 今回、議案書を送った際に、最適化活動の自己点検評価を同封しておりました。
こちらをまた提出をお願いします。4月中に自己点検していただくように法律
で決まっておりますので、今回同封しております。今日、持ってこられてない方
は、またお持ちいただくか、ご連絡いただいたら、こちらから取りにも行きます
ので、よろしくお願いします。
- 事務局
(小松) 続いて事務局から4点連絡事項があります。
まず、1点目です。机にお配りしておりますが、先月の定例会の議案第7号26
ページになるんですけれども、令和6年度最適化活動 に訂正箇所があり
ましたので、訂正したものをお配りしております。訂正箇所は赤字で示しており
ます。ご自宅のほうにあるかと思います前回の定例会の議案書のほうに訂正を
お願いします。
2点目ですが、5月の定例会は5月27日の月曜日になりますので、参加のほう、
よろしくお願いします。
3点目ですけれど、先月末郵送しました、アンケート調査ですけれども、今月30
日を締切としておりますので、皆さん地元で地域の方から尋ねられたら、ぜひご
協力していただきたいと呼びかけをまたお願いいたします。
最後になりますけれども、先日、安芸農業振興センターから問い合わせがありま
して、JA嶺北支所の米粉工場の視察を計画しておるということなんですけれ
ども、そのために問い合わせたところ、先方のJA嶺北支所の方から、安芸市の
農業委員さんから同様の問い合わせを受けたというお返事があったというこ
となんです。もし、皆さん、個人的はわかりませんが、お問い合わせをした方が
いらっしゃいましたら、この定例会終了後でもかまいませんので、事務局までお
知らせください。5月7日に視察研修の計画があるようで、もしそのことで問い

合わせた方がおられたら、事務局までお知らせください。事務局からの連絡事項は以上となります。

議長 以上で、本日の定例会日程はすべて、終了いたしました。

この議事録は事実と相違ないので、農業委員会会議規則第 21 条第 2 項の規定により署名する。

令和 6 年 5 月 2 7 日

安芸市農業委員会
会 長

内川 昭二

会議録署名委員

有澤 節子

会議録署名委員

公文 啓子

